使用承諾（無償）とは

　私道の所有者から土地を無償で使用する承諾を得て、市が私道に下水管を設置します。

●対象となる私道の主な条件

①公共下水道が整備済みの区域又は当該年度に整備を予定する区域内の私道であること。

②公道から公道を結ぶ私道であること又は私道の一端が公道に接続していること。

③私道の幅員が0.9m以上で、かつ、支障なく下水管の設置工事ができること。

④私道にのみ面した家屋が2戸以上で、かつ、当該家屋の所有者が2人以上であること。

⑤私道の土地所有者全員が、当該私道へ下水管を設置するため土地を無償で使用することを承諾すること。

⑥私道の形態が明確であり、当該私道の土地所有者及び土地の所在位置が明確であること。

　などを満たすことが必要です。

●申請方法

　私道の土地所有者及び家屋所有者など下水管の設置を希望する者の中から代表者を選び、市の担当課へお問い合わせください。